

1 審査会の結論

審査請求人の行政文書の公開請求に係る「議会事務局が3月3日に作成した書類」（以下「本件文書」という。）について、平塚市議会（以下「実施機関」という。）が行った行政文書公開決定（以下「本件処分」という。）は違法又は不当であるとは言えない。

2 審査請求の趣旨

審査請求人が実施機関に対して行った本件文書の公開請求について、実施機関が令和3年3月31日付けで行った本件処分により公開された書類は不十分であり、全ての文書を公開せよというものである。

3 審査請求に至る経緯

- (1) 審査請求人は、令和3年3月22日に本件文書の公開を、平塚市情報公開条例（平成14年条例第24号。以下「条例」という。）第9条第1項の規定に基づき、実施機関に請求した。
- (2) 実施機関は、本件処分を行い、令和3年3月31日付けで審査請求人に通知し、行政文書の全部公開を行った。

<公開文書>

1	令和3年3月3日 議会運営委員会 松本議員発言部分 早起こし
2	【局長用】 年長委員の紹介
3	懲罰特別委員会 次第書（正副委員長互選ほか）
4	委員会 MEMO

- (3) 審査請求人は、本件処分に不服があるとして、令和3年4月20日、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対し審査請求を行った。

4 審査請求人の主張

審査請求人が、審査請求書、意見書及び口頭での意見聴取において主張する内容は、ほぼ以下のとおりであると認められる。

- (1) 公開された書類には、3月3日に市長が申し出をし、トラブルが起こった経過が記載されていない。実施機関には、そうした経過を平塚市議会会議規則（昭和42年議会規則第1号。以下「規則」という。）第76条の規定に基づき記録する義務がある。
- (2) 議員に戒告処分を科すという重要なプロセスが不明である。すなわち、懲罰特別委員

会を設置し、その後、懲罰動議を提出したことについては違法手続きであり、規則第76条の規定に基づき記した行政文書が存在しなければならない。

5 実施機関の主張

実施機関が、行政文書公開決定通知書、弁明書及び口頭での意見聴取において主張する内容は、ほぼ以下のとおりであると認められる。

- (1) 市長の申し出等については、午前中の本会議終了後の休憩時間に議長との間で行われたものであるため不知であるが、そもそも休憩時間中の発言等については、規則第76条に規定されている会議録に記載し、又は記録する事項の内、第13号「議事の経過」には当たらないため記録する義務はない。
- (2) 3月3日午後の本会議冒頭とその後開催された議会運営委員会の中で、議長から理事者より申し出があったことについての言及はあり、これについては公開されている会議録の中に記載がある。

6 審査会の判断

(1) 本件文書の存否について

審査請求人及び実施機関から意見聴取を行ったところ、審査請求人の求める文書は存在しないことを確認した。

(2) 当該文書の作成の必要性について

審査請求人は、本件文書として特定された文書以外に、2つの文書の作成の必要があると主張している。

1つ目に、「休憩時間に行われた議長と市長の間のやりとり」については、記録として残すべき場合があり得ることは否定しないものの、当日運営等を行っている実施機関の職員が、休憩時間に市長や議長に随行し記録を行うということは、現実的に難しいと言わざるを得ない。加えて、審査請求人が規則第76条第1項に基づき、経過を記録する義務があるとの主張に対し、規則第76条第1項に規定されている議事の経過に、休憩時間の発言等は当たらないとする実施機関の説明も、妥当である。そのため、休憩中に行われたやりとりを職員が聴取し、行政文書を作成する必要性までは認められないと判断する。

2つ目に、審査請求人は、市議会での議事の進め方が違法であるとして、「議員に戒告処分を科す、という重要なプロセス」について実際に存在しているものより詳細な記録があるべきだと主張しているが、市議会の議事の進め方や手続きについては、議会運営委員会で議論されており、議事録に記載されていると考える。なお、審査請求人は、市議会での議事の進め方について問題視していることが見受けられたが、当審査会は、市議会の議事の進め方について判断するものではない。

以上の理由により、当審査会は、「 1 審査会の結論」のとおり判断する。

7 審査会の経過

別紙「審査会の経過」のとおりである。

別紙 審査会の経過

年月日	会議名	審査会の経過
令和3年4月20日		審査請求
令和3年4月20日		諮問実施機関が実施機関に弁明書の提出を依頼
令和3年6月3日		諮問実施機関が弁明書を受理
令和3年6月2日		審査会が諮問書を受理
令和3年6月3日		審査請求人に弁明書の写しの送付及び意見書の提出を依頼
令和3年6月24日	第121回情報公開審査会	意見書までの報告、審議
令和3年7月29日	第122回情報公開審査会	審議
令和3年8月30日	第123回情報公開審査会	審議
令和3年9月24日	第124回情報公開審査会	審査請求人からの意見聴取、審議
令和3年11月2日	第125回情報公開審査会	審議、答申案の作成
令和3年12月22日	第126回情報公開審査会	審議、答申
令和4年1月6日	第127回情報公開審査会	審議、答申
令和4年2月7日	第128回情報公開審査会	答申